

# 社会福祉法人ヤマト自立センター 役員等報酬並びに費用に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ヤマト自立センターの役員及び評議員等の報酬等並びに費用に関し必要な事項について定めるものである。

## (定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

## (報酬等の支給)

第3条 本法人の役員等は職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 役員等には、賞与及び退職金を支給しない。

## (報酬の金額等)

第4条 理事会、評議員会への出席及び、監査対応等の報酬として、役員等に対して、一律8,000円を支給することができる。

ただし、施設の職員を兼務する役員及び評議員は、施設の職員としての旅費規定を適用する。また、ヤマトグループ関係の現役職を兼務する役員等は支給しない。

### 2 監事の報酬等

監事が理事会、評議員会（出席）以外の日において施設の指導、監査等の業務にあたった場合は20,000円を支給することができる。

3 法令に定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

## (出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、旅費等を支給することができる。

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

## 附 則

この規程は、平成27年10月21日より適用する。

この規定は、平成30年5月16日より適用する。